

女性活躍推進法及び育児・介護休業法並びに
一般事業主行動計画に基づく情報公表

公表日：令和8年7月14日

■労働者に占める男女の割合（女性活躍推進法）

【雇用形態別】

	男性	女性	全体	男性の割合	女性の割合
正規職員	166	365	531	31.3	68.7
再雇用職員	4	13	17	23.5	76.5
準職員	1	62	63	1.6	98.4
臨時職員	13	30	43	30.2	69.8
アルバイト職員	6	34	40	15	85
全体	190	504	694	27.4	72.6
派遣職員	3	14	17	17.6	82.4

※ 令和8年7月1日時点

【職種別】

	男性	女性	全体	男性の割合	女性の割合
医師	62	20	82	75.6	24.4
医療技術職	63	61	124	50.8	49.2
看護職	32	315	347	9.2	90.8
事務職	27	63	90	30	70
技能労務職	6	45	51	11.8	88.2
全体	190	504	694	27.4	72.6
派遣職員（看護職）	0	2	2	0	100
派遣職員（救急救命士）	3	0	3	100	0
派遣職員（事務職）	0	6	6	0	100
派遣職員（技能労務職）	0	6	6	0	100

※ 令和8年7月1日時点

■労働者の一月当たりの平均残業時間（女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法）

	時間数
正規職員	8.8
臨時・準職員	5.4
アルバイト・短時間準職員	1

※ 令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

■管理職に占める女性労働者の割合（女性活躍推進法）

女性管理職比率	42.7%
---------	-------

※ 令和8年7月1日時点

※ 職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者を含む。

■男女の賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）について（女性活躍推進法）

	男女の賃金の差異
全労働者	56.1%
正規職員	63.6%
非正規職員	45.5%

※ 令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

※ 算出時の賃金には、基本給、各種手当及び賞与を含みます。

【差異についての補足説明】

賃金水準に男女における差はないが、正規職員及び非正規職員ともに、賃金が高い傾向のある職種に男性が多いことにより、男女間の賃金格差が高い傾向となった。

女性活躍推進法及び育児・介護休業法並びに
一般事業主行動計画に基づく情報公表

公表日：令和8年7月14日

■男性の育児休業取得率（育児・介護休業法）

育児休業取得率	33.3%
育児休業等と育児目的休暇の取得率	83.3%

※ 令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

■ナーシングスキルの受講率（次世代育成支援対策推進法）

	時間数
男性	64.7%
女性	94.2%
全体	84.2%

※ 令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）